

## 福井県立大学履修規程

平成19年4月1日  
公立大学法人福井県立大学規程第60号

(趣旨)

**第1条** この規程は、福井県立大学学則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第59号。以下「学則」という。）第26条第2項の規定に基づき、授業科目およびその履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

**第2条** 授業科目の種類、配当年次、単位数等は、別表第1のとおりとする。

2 学則第27条の別に定める時間は、次のとおりとする。

(1) 講義 15時間

(2) 演習、実験、実習または実技 15時間から45時間までの範囲の時間

(教職課程)

**第3条** 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする場合の教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等、大学が独自に設定する科目に該当する授業科目および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第66条の6に規定する科目に該当する授業科目は、別表第2のとおりとする。

(履修の届出)

**第4条** 学生は、履修しようとする授業科目を、每学期授業始めの日から2週間以内に、学部長に届けなければならない。

2 届出後の授業科目は、変更し、または取り消すことはできない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、学部長の承認を得て、每学期授業始めの日から3週間以内に限りこれを変更し、または取り消すことができる。

3 各学年で履修登録できる単位数の上限は、各学部で別に定めることができる。

(履修の禁止)

**第5条** 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

(1) 届出をしていない授業科目

(2) 授業時間が重複する授業科目

(3) 既に単位を修得した授業科目

(他の学科の授業科目)

**第6条** 他の学科の授業科目の履修を特に希望する者は、第4条第1項の規定による届出をすることができる。ただし、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、あらかじめ当該他の学部の学部長の承認を得なければならない。

(卒業論文)

**第7条** 卒業論文は、本学に3年以上在学し、次の各号の一に該当する学生についてのみ、第4条第1項の規定による届出をすることができる。

(1) 卒業の要件となる単位（卒業論文に係る単位を除く。）を修得している者

(2) 履修を届け出た学年終了後に、卒業の要件となる単位（卒業論文に係る単位を除く。）を修得できる見込みのある者

(授業科目修了の認定)

**第8条** 授業科目修了の認定は、筆記試験、実験、実習、論文、レポート等（以下「試験」という。）により行う。

(単位の授与)

**第9条** 前条の試験に合格した学生には、所定の単位を与える。ただし、出席時間数が当該授業科目の全時間数の3分の2に満たない学生には、原則として、単位を与えない。

2 福井県立大学学生生活規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第72号）第13条第3項の規定により公欠とされた場合の授業時間は、前項ただし書の出席時間数とみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、授業料を完納していない学生には、単位を与えない。

(大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定等)

**第10条** 学則第30条の2の規定により大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定を受けようとする学生は、別に定める日までに大学以外の教育施設等学修単位認定願（様式第1号）を学部長等（学部長、情報センター長、国際センター長、地域連携センター長および共通教育センター長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 学則第31条の規定により本学に入学する前に科目等履修生として修得した単位の認定を受けようとする学生は、別に定める日までに科目等履修生修得単位認定願（様式第2号）を学部長等に提出しなければならない。
- 3 学則第32条第1項の規定により本学に入学する前に修得した単位の認定を受けようとする学生は、別に定める日までに既修得単位認定願（様式第3号）を学部長等に提出しなければならない。
- 4 前3項の場合における単位の認定は、教授会の意見を聴いて、学部長等が行う。
- 5 前項の規定により単位の認定を受けた学生には、所定の単位を与える。なお、学部長等は、単位認定の結果を単位認定通知書（様式第4号）により当該学生に通知しなければならない。
- 6 前項の規定により通知を受けた学生は、認定を受けた科目について履修登録を行っていた場合は、速やかに履修登録取消願（様式第5号）により、履修登録の取消を行わなければならない。

（試験に関する不正行為）

**第11条** 試験において、不正行為のあった者には、当該授業科目および教授会の意見を聴いて学部長等が定める授業科目についてその年度の単位を与えない。

（再履修）

**第12条** 単位の修得が認められなかった授業科目は、再度届け出て、当該授業科目を履修することができる。

（追試験）

**第13条** 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった学生は、当該科目の担当教員に了解を得た上で、学部長の承認を得て、追試験を受けることができる。

- 2 前項の追試験は、追試験願（様式第6号）に、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由書を添付して、当該試験終了後1週間以内に学部長に提出しなければならない。

（再試験）

**第14条** 試験に不合格となった卒業年次にあたる学生（生物資源学部の学生、海洋生物資源学部の学生、恐竜学部の学生および令和3年度以降入学の看護福祉学部の学生を除く。）のうち、受験資格を満たす者については、学部長の承認を得て、再試験を受けることができる。

- 2 前項の再試験を受験しようとする者は、再試験願（様式第7号）を学部長に提出しなければならない。
- 3 第1項に規定する再試験の受験資格、実施方法等については、学長が別に定める。

（成績の判定基準等）

**第15条** 優、良、可および不可の判定基準は、次のとおりとする。

判定	達成度	評点
優	科目の到達目標に十分達している	80点以上
良	科目の到達目標に達している	70点以上80点未満
可	科目の到達目標に最低限度達している	60点以上70点未満
不可	科目の到達目標に達していない	60点未満
	履修辞退	評点なし

- 2 教育課程における学習到達度を客観的に評価することにより、大学教育の質を保証するとともに、履修指導、学習支援等に資することを目的としてグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）を算出する。
- 3 GPAに関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

**第16条** この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、各学部長が定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 別表第1および別表第2の規定は、平成19年度以後に入学する者について適用し、平成18年度以前に入学した者に係る授業科目については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成18年度以前に入学した者に係る授業科目等には、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成20年度以後に入学する者について適用し、平成19年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成19年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成21年度以後に入学する者について適用し、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成20年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成22年度以後に入学する者について適用し、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成21年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成23年度以後に入学する者について適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成22年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成24年度以後に入学する者について適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成23年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成25年度以後に入学する者について適用し、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成24年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成26年度以後に入学する者について適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成25年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成27年度以後に入学する者について適用し、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成26年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成28年度以後に入学する者について適用し、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成27年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成29年度以後に入学する者について適用し、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成28年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、平成30年度以後に入学する者について適用し、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成29年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第3条および別表第2の規定は、平成31年度以後に入学する者について適用し、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる平成30年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から適用する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第15条、別表第1および別表第2の規定は、令和2年度以後に入学する者について適用し、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和元年度以前に入学した者に係る授業科

目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和3年度以後に入学する者について適用し、令和2年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和2年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和4年度以後に入学する者について適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和3年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和5年度以後に入学する者について適用し、令和4年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和4年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第15条第1項の規定は、令和6年度前期の成績の判定から適用する。
- 3 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和6年度以後に入学する者について適用し、令和5年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和5年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加えることができる。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は、令和7年度以後に大学に入学する者から適用し、令和6年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、海洋生物資源学部に入学者に係る改正後の別表第2の教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目に該当する授業科目は、令和8年度以後に入学する者から適用し、令和7年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 4 第2項の規定によりなお従前の例によるものとされる令和6年度以前に入学した者に係る授業科目等については、教授会の意見を聴いて学部長が必要と認める場合に限り、改正後の別表に規定する授業科目等の一部を加え、または別表に規定する配当年次に変更することができる。